

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和6年3月29日(金) 開会 午後 15時00分
閉会 午後 17時00分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
4番	井尻 恵雄	5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	江藤 宗武	11番	佐藤 伸義	12番	永友 昭
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行			18番	阿部 洋子

4 欠席委員 17番 有 澤 章

5 議事日程

第1	諸報告
第2	会議録署名委員の指名
第3	会期の決定
第4	議案第11号 農地法第3条の規定による申請の許可について
第5	議案第12号 農地法第4条の規定による申請の承認について
第6	議案第13号 農地法第5条の規定による申請の承認について
第7	議案第14号 農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
第8	議案第15号 農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
第9	その他(合意解約、変更申出、行事予定)

6 会議録署名委員 2番 森 信幸 3番 長友 順子

7 職務のため出席した者の氏名

局長補佐 今井 孝洋 係長 川崎 恵美
主査 別宮 愛

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、こんにちは。 ＜ あいさつ ＞ それでは、3月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長補佐が行います。
	局長補佐	議長、局長補佐。 それでは、3月の諸報告をさせていただきます。 6日、農地シャッフル会議が第3会議室で開催され、会長が出席されました。 8日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 13日、宮崎県農業会議常設審議委員会が宮崎県トラック協会で開催され、会長が出席されました。 第3農政委員会会議を第3会議室で開催しました。 19日、農地転用等審査会、第3小委員会を開催しました。 川南町有害鳥獣対策協議会が鶴戸ノ本公民館で開催され、会長が出席されました。 21日から22日、第2回西都児湯管内農委会長・事務局長合同会議が西米良村で開催され、会長と事務局長が出席いたしました。 25日、川南町未来を担う農業後継者サポート補助金審査会が産業推進課前会議室で開催され、会長が出席されました。 川南町農業者年金受給者協議会役員会が第2会議室で開催され、会長が出席されました。 本日、3月定例総会であります。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	2番	議長、2番。 3月8日、午前9時より役場第3会議室で17番委員と農家相談を行いました。相談件数は、1件でした。 ＜農家相談 報告＞
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、 本日は、2番 森 信幸(もりのぶゆき)委員 3番 長友 順子(ながとも じゅんこ)委員 を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限り としたいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
議案第11号 3条許可	議長	【日程第4】議案第11号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第11号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、4件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	ここで、議長を交代します。 < 2番委員に議長交代 > < 1番委員退室 >
	議長(代)	担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長(代)	1号。
1号 補足説明	13番	議長、13番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、山本小学校の西側で、受人住宅の南側になります。 現状、渡人はみかんの栽培をされていたのですが、高齢になった為、規模縮小という事でハウスとみかんの木そのまま置いた状態で、処分を含めての売買という事です。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。
	議長(代)	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長(代)	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長(代)	全員賛成と認めます。
	議長(代)	1号 については、許可することといたします。
	議長(代)	ここで 1番 委員の入室を許可します。 < 1番 委員入室 >
	議長(代)	ここで、議長を交代します。
	議長	次に 2号 。
2号 補足説明	6番	議長、 6番 。
		2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。受人の方は、お茶の大塚園の後継者になります。後継者の父親から相談を受けましたので、渡人との仲介を実施したところですが、場所は受人の自宅の前という事で、現在お茶が植えてあるのですが、一部倉庫に転用したいという事で今回3条での売買になりました。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はありません。御審議よろしく願いいたします。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、許可することといたします。
	議長	次に 3号 。
3号	5番	議長、 5番 。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
補足説明		<p>3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、茶試験場前の道路を西に向かい信号機のある交差点から100m程西に行ったところの右側になります。 土地の交換になりますが、渡人の畑の一角に受人の土地があり、交換した方が使い勝手がいいので今回の申請になりました。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>3号 については、許可することといたします。</p>
4号 補足説明	5番	<p>議長、5番 。 4号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。先ほど3号で説明した案件と同じ案件になります。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>4号 については、許可することといたします。</p>

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
議案第12号 4条承認	議長	【日程第5】 議案第12号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第12号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第3小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第3小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	4番	議長、4番。 第3小委員会の委員長報告を行います。 3月19日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。1号については、進入路ということで許可相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第3小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	8番	議長、8番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、川南小学校から唐瀬原中学校に抜ける道にソーラーパネルがありますが、その先になります。 この後5条申請で案件が出てきますが、申請地の両脇に建売住宅を2棟建設予定で、その真ん中を通り奥の畑へ行くために進入路が必要になるという事での申請になります。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>申請地の農地区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地であるため第1種農地と判断されますが、農業用施設に供する場合であるため、立地基準を満たし、かつ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>1号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
議案第13号 5条承認	議長	【日程第6】 議案第13号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第13号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、10件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第3小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	ここで、議長を交代します。 < 2番委員に議長交代 > < 1番 委員退室 >
委員長報告	議長(代)	調査担当、第3小委員会の委員長報告を求めます。
	4番	議長、4番。 第3小委員会の委員長報告を行います。 3月19日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。調査の結果、1号から4号、6号から9号については許可相当。5号、10号については、始末書条件で許可相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長(代)	第3小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
	議長(代)	1号。
1号 補足説明	13番	議長、13番。 1号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は、記載のとおりです。2号機の発電所建設のための現場事務所、資材置場、駐車場にするための3年間の一時転用申請になります。</p> <p>場所は、発電所の東側と北側の農地になります。東側の方に現場事務所と駐車場、北側は資材置場で使用するという事です。</p> <p>申請地の農地区分は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地のため農用地区域内農地と判断されますが、一時転用であり目的達成のうえで当該農地を供することが必要であると認められる場合であるため、立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いいたします。</p>
	<p>議長(代)</p> <p>議長(代)</p> <p>議長(代)</p> <p>議長(代)</p> <p>議長(代)</p> <p>議長(代)</p>	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>1号 については、許可することといたします。</p> <p>ここで 1番 委員の入室を許可します。 < 1番 委員入室 ></p> <p>ここで、議長を交代します。</p>
	議長	次に、2号。
2号 補足説明	6番	<p>議長、6番。</p> <p>2号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。受人は、先月も農地の異動がありました。その時に説明した農地の隣にある農業用倉庫に対する申請になります。</p> <p>場所は、分かりにくい所ですが、西ノ別府地区から黄花に抜ける道路がありますが、その途中の幹線水路の手前になります。</p>

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>申請地の農地区分は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地のため農用地区域内農地と判断されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であるため、不許可の例外と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いいたします。</p>
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、承認することといたします。
	議長	次に、3号 。
3号 補足説明	18番	<p>議長、18番 。</p> <p>3号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。一般住宅を建設するという事で、受人は、渡人の義理の息子さんになります。</p> <p>場所は、国道10号線から農業大学校の前の信号を西に向かい、最初の信号機を右折して100m程行った左手になります。</p> <p>申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地という理由から第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置せねばならぬものであり、第1種農地以外の、周辺の土地に設置することによっては、その目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため、不許可の例外であると考えられますので、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いいたします。</p>
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号 については、承認することといたします。
	議長	次に、4号 。
4号 補足説明	15番	<p>議長、15番 。</p> <p>4号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は、記載のとおりです。渡人の長男である受人が農家住宅を建設するという事です。</p> <p>場所は、渡人の自宅の道を挟んだ正面になります。以前はみかんが植えてあったのですが、木を抜いてからは何も耕作をしていないということでした。</p> <p>申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地という理由から第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置せねばならぬものであり、第1種農地以外の、周辺の土地に設置することによっては、その目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため、不許可の例外であると考えられますので、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしく願いいたします。</p>
	議長	4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	4号 については、承認することといたします。
議長	次に、5号 。	
5号 補足説明	9番	<p>議長、9番 。</p> <p>5号 について補足説明いたします。</p>

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>内容は、記載のとおりです。渡人と受人は親子関係にあたります。</p> <p>一般住宅で既に住宅が建っています。渡人の父親が建てた家の敷地内に受人が住宅を建てたのですが、敷地内の農地が農地として使用されておらず、本人達もその場所が農地であると分からないまま建ててしまったという状況です。また、宅地の裏にも農地があるのですが、そこに一部はみ出しているなのでその部分も併せて今回是正するという事です。</p> <p>申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地という理由から第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置せねばならぬものであり、第1種農地以外の、周辺の土地に設置することによっては、その目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため、不許可の例外であると考えられますので、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もあるため追認出来ると判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくをお願いいたします。</p>
	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>5号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p> <p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p> <p>5号 については、承認することといたします。</p> <p>次に、 6号 。</p>
<p>6号 補足説明</p>	<p>5番</p>	<p>議長、 5番 。</p> <p>6号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。場所は、十文字の五差路から元の派出所の方を東に上がって行き、登りきった所の交差点です。</p> <p>古い鶏舎が3棟建っていましたが、それを壊して更地にしています。そこに受人が新しく鶏舎を3棟建設するのですが、他の設備をするには面積が足りないということで、今回の土地の取得になりました。</p>

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>申請地の農地区分は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地のため農用地区域内農地と判断されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いいたします。</p>
	議長	6号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	6号 については、承認することといたします。
	議長	次に、7号 。
7号 補足説明	8番	<p>議長、8番 。</p> <p>7号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。場所は、受人の茶畑の間に入って右手に大きな倉庫がありますが、その奥になります。以前は、山林だったのですが綺麗な畑にされてお茶を植えていましたが、冷蔵庫や倉庫が必要になったため今回の申請になりました。</p> <p>申請地の農地区分は、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべきとして定められた農地のため農用地区域内農地と判断されますが、農用地利用計画において指定された用途に供する場合であるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いいたします。</p>
	議長	7号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	7号 については、承認することといたします。
	議長	次に、8号 。
8号 補足説明	8番	<p>議長、8番 。</p> <p>8号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。受人が宅地分譲をするものです。場所は、元林クリニックの近くになります。ここは、住宅に囲まれており、耕作する方が中々見つからずに苦勞していましたが、今回新たに住宅が建設される予定です。</p> <p>申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する、用途地域が定められている区域内の農地であることから第3種農地であります。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	8号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	8号 については、承認することといたします。
	議長	次に、9号 。
9号 補足説明	8番	<p>議長、8番 。</p> <p>9号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。この案件も受人が宅地分譲をするものです。</p> <p>申請地の農地の区分は、集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地という理由から第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において、居住する者の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置せねばならぬものであり、第1種農地以外の、周辺の土地に設置することによっては、その目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。</p>

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
		調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いいいたします。
	議長	9号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	9号 については、承認することといたします。
	議長	次に、10号。
10号 補足説明	8番	<p>議長、8番。</p> <p>10号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。場所は、山口整形外科の10号線を挟んだ向かいに以前競馬の馬がいた所で、最近ではアグリトピアおすずがホウレンソウを栽培していました。渡人の父親が昭和50年頃に倉庫を建設されたそうですが、今回売買するにあたり農地に建設されていたという事が判明したそうです。また、受人は通山に住んでおられますが、仕事で10トントラックやトレーラーを使用するので広い土地が必要との事でした。</p> <p>申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から第2種農地と、都市計画法第8条第1項第1号に規定する、用途地域が定められている区域内の農地であることから第3種農地であります。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もあるため追認出来ると判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いいいたします。</p>
	議長	10号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	10号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
議案第14号 集積(所有権)	議長	【日程第7】議案第14号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行いま す。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第14号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正す る法律(令和4年5月27日法律第56号)改正附則第5条第1 項の規定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求め るものでございます。 本案件の申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定 された集積計画の御決定をいただきますよう、よろしくお願 い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	1号。
1号 補足説明	11番	議長、11番 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、10号線の名貫にさん きょうみらい豚がありますが、その西側になります。現地を 確認しましたが、綺麗に耕うんされていて、まだ何も作付けさ れていませんでした。 気になったのが、5筆で面積が4,775㎡でいい値段がつい ているなと感じたのですが、双方合意済みということで確認 が取れました。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則 第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議 方よろしくお願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、決定することといたします。
	議長	次に、2号 。
2号 補足説明	6番	議長、6番 。
		2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。譲渡人の方から譲受人が長く耕作しているので購入して頂きたいと相談がありまして、長期にわたり協議をしてきました。 場所は、西の別府公民の西隣りになりますが1筆だけ飛び地になっており連担性がないという事で、譲受人もいろいろ考えておられたのですが、ようやく今回話がまとまりました。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、決定することといたします。
	議長	次に、3号 。
3号 補足説明	13番	議長、13番 3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、竹浜の白石さん宅周辺です。特例事業の一時貸付の期間満了による売買になります。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に基づき旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>3号 については、決定することといたします。</p>

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
議案第15号 促進(中間)	議長	【日程第8】議案第15号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長補佐が行います。
提案理由	局長補佐	議長、局長補佐。 議案第15号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、34件でございます。 内訳は、更新が1号から14号までの14件、新規が15号から34号までの20件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	ここで 8番 委員の退室を求めます。 < 8番 委員退室 >
1号から14号	議長	1号から14号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号から14号 については、承認することといたします。
	議長	引き続き、15号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	15号、16号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
15号、16号 補足説明	9番	議長、 9番 。 15号、16号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。以前は別の方が耕作されていたのですが、その方が高齢で耕作できないという事で、近くを耕作していた借り手の方に貸借されるという事です。使用貸借となっておりますが、これは現金払いをされるとのことでした。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	15号、16号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	15号、16号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 8番 委員の入室を許可します。 < 8番 委員入室 >
	議長	17号、18号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
17号、18号 補足説明	5番	議長、 5番 。 17号、18号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、昔の尾鈴選卵場から南に向かい200m程進んだ交差点を右に上がり、上り切った右側になります。農地パトロールの時に背丈ほどの雑草が生えていたのですが、最近ロータリーがかけてあって良かったと思っていたら、今回の案件があり現地を確認したらブロックリーが植えてありました。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>17号、18号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>17号、18号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>19号、20号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。</p>
19号、20号 補足説明	15番	<p>議長、15番。 19号、20号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。以前は別の方が耕作されていましたが、今後は耕作されないという事で借り手の方に相談があったので、今回、中間管理機構を通して契約をすることになりました。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>19号、20号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>19号、20号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	21号、22号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
21号、22号 補足説明	9番	議長、9番。 21号、22号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。以前は別の方が耕作されていたのですが、その方が高齢で耕作できないという事で、今回借り手の方が耕作されるという事です。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	21号、22号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	21号、22号 については、承認することといたします。
	議長	23号、24号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
23号、24号 補足説明	1番	私が担当ですので、 23号、24号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この案件は、この後に出てくる貸し手の方の農地とつながりがあるので、同時に異動させる案件となります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	23号、24号 について、補足説明は以上です。 御意見、御質問はございませんか。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	23号、24号 については、承認することといたします。
	議長	25号、26号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
25号、26号 補足説明	1番	<p>私が担当ですので、25号、26号 について補足説明いたします。内容は記載のとおりです。先程の案件と関連があります。貸し手の方は次の案件にも出てきますが、トマトの栽培をされています。ハウス周辺の農地を自分で管理していたのですが、今回別の方に管理してもらおうという事で先程と同じ借り手の方と契約をされるとの事です。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	25号、26号 について、補足説明は以上です。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	25号、26号 については、承認することといたします。
	議長	27号、28号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
27号、28号 補足説明	1番	<p>私が担当ですので、27号、28号 について補足説明いたします。内容は記載のとおりです。先程も説明しましたが前の2案件と関連がある案件であります。</p>

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>27号、28号 について、補足説明は以上です。 御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>27号、28号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>29号、30号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。</p>
29号、30号 補足説明	1番	<p>私が担当ですので、 29号、30号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。本案件は、貸し手の方は先程と同じ方ですが、借り手の方が別の人になります。農地に関しては田になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>29号、30号 について、補足説明は以上です。 御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>29号、30号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>31号、32号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。</p>

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
31号、32号 補足説明	8番	<p>議長、8番。 31号、32号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。対象の農地は既に茶畑になっておりますので、今回の賃借料となっております。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>31号、32号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>31号、32号については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>33号、34号は、関連があるので一括して説明をお願いします。</p>
33号、34号 補足説明	2番	<p>議長、2番。 33号、34号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、井手ノ上から坂の上に行く道路の登り口の所から美国ヶ池に抜けていく道のところになります。 本案件は、8番委員が対応して頂きました。貸し手の方が高齢で耕作出来ない事から、中間管理事業を通しての5年間の賃貸借契約になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>33号、34号について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	33号、34号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会 3月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第9】「その他」となっています。何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 借り手の都合による解約が1件、貸し手の都合による解約が1件、中間管理事業へ移行する解約が1件、5条申請のための解約が1件、借り手の変更による解約が2件、売買のための解約が2件、農地条件が悪いため解約が2件、分筆のための解約が6件、耕作者が見つからないためによる解約が2件の合計18件の解約でした。
	議長	「合意解約」について報告がありました。御意見、御質問はございませんか。
変更申出	事務局	議長、事務局。 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の変更申出」について報告いたします。 面積の変更に伴う賃料の変更が1件、利用権種類の変更に伴う賃料の支払い方法の変更が1件の合計2件の変更でし
	議長	「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の変更申出」について報告がありました。御意見、御質問はございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「4月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「4月の行事予定」について報告がありました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和6年3月の定例総会を閉会いたします。御苦労様でした。

川南町農業委員会 3月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

2番

3番